



▲第11回協議会で「一般職員の身分」に関する議論の経過を事務局が説明

「一般職員の身分」で 議論が平行線に

給与体系の見直し・格差是正で

伊勢地区合併協議会は、10月28日の第11回協議会までにほぼすべての調整を終え、「合併の期日」「議員の身分」、「一般職員の身分」、「農業委員会委員の身分」の4項目を残すのみとなりました。「一般職員の身分」に関しては、新市の職員の給与体系等の問題で調整が難航し、各市町村長の意見が平行線のままとなっています。

具体的には、伊勢市長は「就任以来、人件費の抑制、物件費のコスト削減、補助金の見直しなどに最優先に取り組む、財政健全化に向けた対応をしてきた。この行財政改革が新市に継続されることを望む」とし、二見町長は、「これまで、平成17年3月31日までの調印・議決を目標に協議してきた。今、決断の時に来ているのでは」との見解を示しています。これに対して小俣町長は、「伊勢市の投資的経費、経常収支比率の動向はどうか、また給与格差の調整には伊勢市の給与体系の見直しが不可欠で、それらを踏まえた数値を確認したい。その確認が難しいのであれば、合併は延ばすべきだ」とし、御菌村長は「給料の格差是正について、行政の責任者として納得できるもの提示を」としています。

また「議員の身分」に関しても調整が難航しています。「設置選挙」で臨む伊勢市・二見町・小俣町議会に対し、「在任特例」の適用を望む御菌村議会とで意見が分かれている状況です。

これらは、引き続き協議会で協議することになります。

「14ページに関連記事を掲載」



新市の名称は「伊勢市」に決定

「合併の期日」などの4項目は 引き続き継続協議に

「伊勢地区合併協議会」は、今年3月に発足し、これまで月2回のペースで協議を行ってきました。協議も終盤を迎え、各種事務事業等の調整は、ほぼ終了しました。今回、「新市の名称」を「伊勢市」に決めただけで、「窓口業務」や「使用料、手数料」等、住民サービスに関わる項目の協議も終え、「合併の期日」等の合併協定項目4項目を残すのみとなりました。今回は、第8回、9回、10回、11回の協議会の結果をお知らせします。



▲第8回協議会であいさつをする加藤光徳会長

第8回協議会

「介護保険事業」や「窓口業務」などを協議

9月9日、県営サンアリーナで第8回協議会を開催しました。「介護保険事業の取扱い」や「広報・聴聞関係事業」、「消防・防災関係事業」、「窓口業務」などの6項目を協議し、報告事項5件を含むすべての項目を提案通り確認・承認しました。また、次々回の協議会で協議する予定の6件を提案しました。

協議事項

協議の冒頭、加藤会長から「議会議員の身分」に関する報告がありました。

前回の第7回協議会で、確認を受け、「議会議員の身分」に関する事項の提案時期を今回の協議会で報告する予定でしたが、調整にはしばらく時間が必要なる状況であることと報告し、了承を得ました。

■介護保険事業の取扱い

介護保険制度は、平成12年4月にスタートし、現在、伊勢市は単独で、二見町・小俣町・御園村は度会I部介護保険事務組合で共同処理をしています。「保険料」は、4市町村とも基準額3万6千円（年額）で同額のため、現行の通りとします。「賦課期日」も4月1日と同じですが、「納期」は国民健康保険の納期に合わせて統一します。「介護保険事業計画」は、第2期事業運営期間が終わる平成17年度末までは現在の事業計画をもとにサービスを進めますが、平成18年度以降は新たな事業計画を策定し、サービス向上に努めます。「介護認定調査」は伊勢市に合わせることにします。

確認



▼【表1】ケーブルテレビ視聴料等

区分	伊勢市	二見町	小俣町	御園村
視聴料	一般放送	800円/月	600円/月	
	ベーシック放送	3,000円/月	2,500円/月	
補助金	加入金補助	なし	25,000円×1/2	
	宅内工事補助	なし	1/2(上限5,000円)	
	ホームターミナル設置補助	なし	1/2 (上限10,000円) *ケーブル事業者への補助	
			加入金は無料	
			基本的に村負担	
			基本的に村負担	

▼【表2】自主防災組織活動への助成等(年額)

区分	伊勢市	二見町	小俣町	御園村
助成金(報償費)	訓練等を実施した際の報償費として1隊10,000円	なし	組織運営・訓練等の経費補助として経費の1/2以内(最大50,000円)	活動助成費として1団30,000円 訓練費補助として最大20,000円

■広報広聴関係事業

「広報紙」は、毎月1回発行することとし、広報紙を補助する「おしらせ版」も月1回発行されます。伊勢市の「出前トーク」と二見町・小俣町の「地区懇談会」は、それぞれ伊勢市と小俣町・二見町に

合わせて実施します。「ケーブルテレビ(CATV)」の加入率は、平成16年5月末現在、伊勢市が30%、二見町50%、小俣町49%、御園村80%で、合併後も引き続き加入を推進します。御園村が独自に保有している「CATV局施設」は合併時に廃止し、施設はケーブル事業者に移譲します。「CATV視聴料」は、伊勢市と二見町・小俣町、御園村とで格差があり、「ホームターミナ

ル」の設置補助も同様に相違があります【表1】。これらの費用負担は、伊勢市がケーブル事業者と協議し、合併時に二見町・小俣町の額に統一するよう調整、御園村については合併後10年間は現行の通りとし、社会経済情勢に著しい変化が生じた場合はその時点で検討することとします。「CATV加入金の補助」、「宅内工事補助」、「ホームターミナル設置補助」は、それぞれ調整することとしますが、御園村については、視聴料等の方針と同様、合併後10年間は現行通りとします。

■消防防災関係事業
各市町村で相違のある「自主防災組織」活動への助成金は、1隊年3万円です【表2】。「防災行政無線」局の管理・運用面では、伊勢市は屋外拡声装置を設置、二見町と小俣町は戸別受



信機を各世帯に無償貸与、御園村も無償貸与のCATVホームターミナルに戸別受信機と同様の機能を持たせています。これら無線局は現行のまま新市に引き継ぎ、周波数の統合や情報の一斉送信システムを速やかに構築します。なお、防災システムの取り扱いに関しては、防災行政無線のデジタル化に伴うシステム再構築の際に検討することとします。各市町村の「防犯推進協議会」は伊勢市に合わせます。



■窓口業務
現在、伊勢市と小俣町が設置している「自動交付機」は、稼働時間や対応できる証明書に違いがあります【表3】。稼働時間は伊勢市に合わせ、小俣町の北部公民館は現行通りとし、合併後、設置場所の拡大の検討や対応証明書の調整をします。その自動交付機の利用に必要な「市民カード」は、

▼【表3】自動交付機の状況

区分	伊勢市	小俣町	
設置場所	市役所1階玄関	役場1階玄関	北部公民館
稼働時間	7:00~20:00	平日 8:30~19:00 休日 9:00~12:00	平日 8:30~17:00
対応証明書	住民票写し、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書	住民票写し、印鑑登録証明書、税関係証明書(外国人を除く)	



合併時に統一します。小俣町が発行している「町民証」は合併時に廃止します。現在、伊勢市が市内9つの「支所」で行っている戸籍の届書の受領や証明書の発行、税の徴収、諸証明などの業務は、当分の間現行通りとします。



▼【表4】学校給食の実施状況

区 分	伊勢市		二見町		小俣町		御園村	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
学 校 数	19校	9校	2校	1校	2校	1校	1校	1校
給食実施校数	19校	1校	2校	1校	2校	1校	1校	1校
給 食 回 数	180回	170回	180回	165回	181回	162回	175回	165回
給 食 費	低学年 3,600円 高学年 3,700円	4,000円	低学年 3,900円 高学年 4,000円	4,300円	低学年 3,900円 高学年 4,000円	4,000円	低学年 3,600円 高学年 3,700円	4,000円
方 式	直営、単独調理場		直営、単独調理場		直営、単独調理場		直営、単独調理場	

■学校教育事業

伊勢市に8園、小俣町に2園ある「公立幼稚園」の保育期間・学級定員等は合併後速やかに調整し、保育料は月額5千500円（平成17年度から6千円）の小俣町に合わせます。伊勢市が高麗広地区と横輪・矢持地区で運行している「スクールバス」は現行通り。新市の「通学区域」は調整区域も含めて合併後速やかに調整します。遠距離通学（片道小学生4km以上、中学生6km以上）の児童・生徒への補助は、伊勢市に合わせます。小俣町が小学校に配置している「少人数授業等のための非常勤講師」は、当分の間現行の通りとし、ほかの類似する授業との整合性も考慮して統一します。小・中学校の「修学旅行引率」には4市町村とも教職員の旅費の一部もしくは全額を負担していますが、小俣町と御園村は児童・生徒の費用の一部負担もしています。これは小俣

町に合わせて調整します。「学校給食」は、3町村は小・中学校の全校で実施していますが、伊勢市の小学校は全校で、中学校は9校中、城田中学校1校のみです。合併後、中学校給食を全校実施する方向で調整し、給食費・給食回数は伊勢市に合わせます【表4】。中

学校の「クラブ活動県外大会参加負担金」は伊勢市に合わせ、宿泊費は新市の旅費規程内で調整します。4市町村とも体育指導委員の協力のもと、スポーツの振興・普及等に取り組んでいます。委員報酬は、体育指導委員は1回6千円、体育委員は月2千円とし、人員等は地域事情を考慮して調整します。生涯スポーツ社会の実現に向けて活動の場を提供する「総合型地域スポーツクラブ育成事業」は、二見町を除く3市町村で実施しています。これは合併後も当分の間現行通りとし、随時調整し

ます。



■新市建設計画

「新市建設計画」は、小委員会で作成した原案をもとに審議を行い、協議会での意見や住民からの意見募集（パブリックコメント）の内容を踏まえて修正を加えていきます。

「計画原案」の構成は、「序論」、「新市まちづくりの基本方針」、「新市まちづくりの施策」、「新市における県事業の推進」、「公共的施設の適正配置と整備」、「財政計画」、最後に「資料編」となっています。

この原案に対し、伊勢市議会からは、「福祉施策は、プロジェクトの一部としてではなく、大きな柱として打ち出すべきで、税収確保のための産業振興にも重点を置く必要がある。新市まちづくり施策の3つのテーマ、6つのプロジェクトには、具体的な整備方針の記載

がなく、幅広い角度からの再検討も必要ではないか」といった意見が出されました。二見町議会からも、「東南海地震、東海地震の地震対策強化・推進が求められる地域にあって、不安な箇所が町内にいくつかあるため、プロジェクトの主要項目に防災に関する事項を追加して欲しい。また、新市における県事業の推進に県道102号線の追加を」といった要望がありました。小俣町議会からは、「全般的には（この原案を）尊重するが、細部については、以後、パブリックコメント等を合わせて、さらに慎重に検討していきたい」との意見が出されました。御園村議会は、「計画の中であらゆる面が網羅されているし、細部については今後、また協議する機会があると思うので、大筋で提案通り了承する」との意見でした。





▼9月9日の第8回協議会

報告事項

■介護保険事業の調整内容

「介護保険制度の趣旨普及」のため4市町村で発行しているパンフレットや広報紙は、合併後速やかに調整します。低所得高齢者と障害者への「訪問介護利用者負担支援」制度は現行通りとし、低所得者で特に生計が困難な方に公費助成してサービスの利用促進を図る「社会福祉法人等利用者負担支援」も現行通りとします。



■広報広聴関係事業の調整内容

3市町村が各地区に設置している「広報板」は、新市での維持管理を廃止し、各自治会の地域の情報板としての活用を検討します。伊勢市と二見町の「施設見学・町政バス」及び「各種相談事業」は伊勢市に合わせます。3市町村が役場等に設置している「提案箱」は増設

し、小俣町に合わせるとホームページでの意見収集も組み入れ、ホームページは伊勢市のものを基本に作成します。

■消防防災関係事業の調整内容

3町村が伊勢市に委託している消防事務等は、全て伊勢市に合わせます。消防施設や消火栓、防火水槽などの維持管理・整備は現行の通りとし、経費負担等を伴うものは合併後調整します。伊勢市に59隊、二見町10隊、小俣町29隊、御園村に9隊ある既存の「自主防災組織」は現行の通りとし、組織率100%を目標に新規



組織率100%を目標に新規結成します。「災害対策本部」や「防災会議」は、伊勢市に合わせ、伊勢市・二見町・小俣町で実施している「総合防災訓練」は合併後調整します。



■窓口業務の調整内容

「戸籍事務」や「住民記録事務」等の法律に基づいて行うものは現行の通りとし、各課にまたがる窓口業務を一つの課で行う「ワンストップサービス」は、現行のサービスが低下しないよう調整することとします。「印鑑登録」や「外国人登録事務」は現行の通りとし、サービス向上の観点から一部調整を行います。



■学校教育事業の調整内容

各小・中学校と幼稚園施設の維持管理・整備・改修・建築は、伊勢市に合わせると調整します。伊勢市は「耐震補強」のための学校施設の改築等が未整備のため、随時調整します。伊勢市が小・中学校各1校で実施している2学期制や教育活動・学校運営状況についての学校自己評価や学校経営品質の取り組み、改善等

は、伊勢市に合わせて調整します。「学区外通学・区域外就学」は通学区域検討委員会で検討し、許可基準を設けます。「基礎学力向上推進事業」や「学力向上支援事業」、

「運動部活動地域連携推進事業」等は、伊勢市に合わせ、不登校児童生徒の早期学校復帰やいじめ解消のための「教育相談」も伊勢市に合わせることにします。「学校給食施設」の衛生管理面では、各市町村とも空調設備を設置して食中毒防止に努めています。さらに整備計画を立て、センター化も視野に入れた検討を行います。

伊勢市の「お伊勢さん健康マラソン」と二見町の「二見ふれ愛マラソン」は、現行通りとします。各市町村で開催している市町村民体育大会やレクリエーション大会等は合併後順次調整します。





提案事項

この「提案事項」は、あらかじめ調整内容を示すもので、各市町村で協議・検討の後、改めて協議することとなります。

第9回協議

「児童福祉事業」や「建設事業」などを協議

9月24日、県営サンアリーナで第9回協議会を開催し、「国民健康保険事業の取扱い」や「児童福祉事業」、「建設関係事業」など7項目の協議と報告事項5件を検討しました。継続協議の「新市建設計画」と報告事項の一部を除くすべての項目を確認・承認しました。また、次々の協議会で協議予定の5件の提案も行い、「事務事業」に関する提案は、これですべて終えることとなります。

協議事項

■国民健康保険事業の取扱い
「賦課方式」は、現在、

今回、「新市の名称（その2）」、「一部事務組合等の取扱い」、「地域振興事業」、「文化・国際交流事業」、「学校教育事業（その2）」、「社会教育事業」の6件を提案しました。

4市町村とも所得割・資産割・均等割・平等割の四方式ですが、新市では資産割額を廃止して、三方式とします。伊勢市と御園村が「料」、二見町と小俣町が「税」としている「保険の区分」は、賦課や収納の容易性から、伊勢市と御園村の「料」方式に合わせます。「料率の規定方法」は、均等割と平等割を合わせた応益割合を45%から55%の間で調整します。「基礎賦課限度額」は4市町村とも53万円と同じですが、「介護納付金限度額」は伊勢市が7万円、3町村が8万円と差があるため、3町村の額に合わせます。

各市町村で実施している「高額療養費資金貸付事業」は伊勢市に合わせて調整し、実施主体は社会福祉協議会と協議の上で合併時に統一します。「出産育児一時金」は、4市町村同一の制度のため、現行の通りとします。「葬祭費」は一番高額な伊勢市の5万円に合わせます。「健康づくり推進事業」は伊勢市に合わせて調整し、検査項目は医師会と協議します。



■高齢者福祉事業

介護保険に該当しない概ね65歳以上の高齢者を対象に実施する「生きがい活動支援通所事業」は、各施設の特徴を生かすということから現行の通りとし、単価等は新市で調整します。同じく介護保険に該当しない概ね65歳以上の高齢者を対象に実施する「生活管理指導員派遣事業」は、伊勢市に合わせて調整します。伊勢市は75歳以上の高齢者

に伊勢市内全線で利用できる寿バス優待乗車券を発行し、小俣町は百円の乗車料金を利用できる福祉バスを運行しています。これは現行の通りとして新市の総合交通体系の中で調整することとします。「敬老会」は新市全体では開催せず、各地区の老人クラブで開催するように調整します。各市町村で行っている高齢者への「記念品等の授与」は、小俣町に合わせて、77歳、88歳、99歳の節目ごとに5千円、1万円、1万円を、最高齢者には3万円を贈ることとします。基幹型・地域型の「在宅介護支援」は現行の通りとし、相談や指導等を行う「基幹型支援センター」は合併時に1か所に調整します。65歳以上の独り暮らしの方への「日常生活用具等の給付」は伊勢市に合わせて調整します。家族による施設への送迎が困難な方への「外出支援サービス」については、デイ・ショートへの送迎



◀9月24日の第9回協議会

は伊勢市・二見町・小俣町に合わせて調整しますが、医療機関への送迎は見直しの方向で調整します。また、リフト付きタクシーでの送迎は、サービスの高い伊勢市に合わせて調整します。3市町村がそれぞれの社会福祉協議会に委託している「デイサービスセンターの管理」は現行の通りとし、伊勢市の老人福祉施設「万亀会館」の管理は民間委託、度会郡町村老人福祉施設組合の「高砂寮」等の管理は施設組合と協議をします。



■児童福祉事業(その2)

通常の保育時間を超えた「時間外保育」の保護者負担金は、小俣町のみ徴収しています。これは、伊勢市・二見町・御園村に合わせて調整しますが、新市において、受益と負担の観点から早急に検討します。「職員の配置基準」は、1歳児及び障害児の

職員配置に差があるため、合併時に国の基準で統一します。ただし、障害児はその状況に応じ、また看護師・調理士は国の基準を基本に、それぞれの保育所に対応することとします。



■その他福祉事業

自然災害による死亡者の遺族に対する「弔慰金・貸付金」は、法令による4市町村同一の事業のため、現行の通りとします。「生活保護の各種扶助」は、現在、伊勢市以外は3町村は県で行っていますが、合併後は新市に移管されることとなります。入学準備金や就職支度金等の「一時扶助」は伊勢市のみで、当分の間、伊勢市に合わせて調整します。「心身障害者医療費支給(助成)」と「65歳以上心身障害者医療費支給(助成)」は御園村に合わせることで、

「68歳・69歳医療費助成」は伊勢市・御園村に合わせることで調整します。また、「寡婦医療費助成」は小俣町に合わせて調整します。「社会福祉協議会」の運営のための負担金は、整理・統合を基本に社会福祉協議会と協議し、調整します。二見町が今年度策定した「地域福祉計画」は、合併後、新市で策定します。

伊勢市は「駅周辺整備構想(案)」に土地区画整理・連続立体交差・シビックコア地区整備の推進を掲げていますが、これは合併後検討することとします。伊勢市の宇治地区おほらい町で、新築・増築等の場合に貸付を行う「まちなみ保全事業」は現行の通りとします。小俣町は、4m未満の狭隘道路に面した建築行為等に際し、後退した部分間の用地を町で買収していますが、これは合併後も当分の間現行の通りと



■建設関係事業

し、随時調整します。墓地の販売・管理を行っている財団法人「伊勢市霊園公社」は現行の通り。伊勢市の「伊勢市土地開発公社」は市内14か所(約13億円)に、二見町が郡内の4町で構成する「度会土地開発公社」は町内7か所(約4億2千万円)に事業用地や代替地を保有し、小俣町と御園村の「度会東部土地開発公社」は土地を保有しています。伊勢市は現行の通りとし、二見町は合併までに公社保有地を買い上げることとします。「市町村営住宅」の使用料(家賃)は、4市町村とも同じ算定方法ですが、伊勢市と3町村では係数に相違があるため、合併後調整します。入居者の選考に当たっては、伊勢市と小俣町に合わせて「入居者選考委員会」を設け、優先枠を設けずに全て抽選の方向で統一します。





■その他事業（その2）

「市町村史」は、3町村はそれぞれ最終の発行を終えています。伊勢市のみ平成26年度を目標に編さん中で、これは新市に引き継ぐこととします。各市町村の「個人情報保護」・「情報公開」制度は伊勢市に合わせて調整し、制度を統一します。

なお、「情報公開」制度の公文書の開示対象年度は現行の通りとします。伊勢市・二見町・小俣町が設置している「行政改革推進委員会」は、合併後、伊勢市に合わせて調整します。「公平委員会」は、伊勢市は単独で、3町村は度会郡で共同設置しているため、度会郡公平委員会からは脱退し、伊勢市に合わせて調整します。「職員採用試験」は、伊勢市は試験問題の貸与及び採点を財団法人日本人試験研究センターに委託し、3町村は三重県町村会が行う統一試験を充てています。これは、2次試験等も含めて伊勢

市に合わせて調整します。

「職員への被服貸与」は業務職のみとし、その他の職種への貸与は廃止します。職員の「公務災害補償」は合併までに協議・調整します。職員の「健康診断」は合併後速やかに調整します。法制執務・職種別研修や自治大学校・民間企業への派遣研修等、各市町村で多岐にわたって行っている「職員研修」は、合併後、研修計画を策定し、実施することとします。「選挙管理委員会」は、報酬や開催方法に相違があり、伊勢市に合わせて調整します。「選挙費用公費負担」は、市と町村で相違があるため、公職選挙法の規定に基づき、伊勢市に合わせて調整します。



■新市建設計画

今回は、これまでの合併協議会での議論やパブリックコメントの意見を踏まえ、改めて修正案として提案したものです。

8月20日から9月15日まで募集したパブリックコメントには12名の方から意見が寄せられ、それらと前回の協議会での意見を36項目に整理し、修正案にまとめました。この修正案は10月14日の第10回協議会で審議することとし、この修正案をもって、県に事前協議を行います。

今回は、基本方針の中の「お伊勢さん」という言葉が神宮そのものからイメージさせることから再検討を求める意見や「防災対策の強化」を望む意見、基本方針に「福祉」が埋没してしまっていることへの危惧等に対する修正を行いました。そのほか、具体的な内容に乏しいという意見に対しては、「新市建設計画」に基づいた新市の総合計画や実施計画に施策の具体化を委ねることとします。委員からは、「4市町村長による協議・検討が不十分である」といった意見や「財政フレーム」や

「特例債」に関する質問がありました。

新市建設計画の財政計画は、過去の5年間の決算等をベースに、現行制度に基づいて計算しています。特に普通建設事業とこれに絡む合併特例債に関しては、各市町村の現在の事業と継続事業、それと総合計画等でこれから実施を予定している事業をすべて拾い上げ、普通建設事業としてまとめました。具体的な施策の実施等に関しては、新市の議会や市長、地域審議会等での議論を踏まえ、決めていくこととしています。特例債に関しては、巨大な借金を後世に残すことを極力避けた行政運営をする計画です。また、人件費に関しては、職員数（消防を除く）を類似団体の10%減を目標値とし、定年退職者を不補充とする方針で算定しています。





◀9月24日の第9回協議会

報告事項

■国民健康保険事業の調整内容

「レセプト」の配列と点検は、合併後速やかに調整します。「国民健康保険被保険者証」等は伊勢市に合わせて調整し、合併後速やかに発行基準を作成します。「療養給付費」、「療養費」、「高額療養費」、「移送費」は、4市町村同様のため、現行の通りとします。伊勢市の「機能訓練（プール教室）」は、スイミングスクールで水中歩行や体操を行い、成人病や要介護を予防するもので、伊勢市に合わせることにしますが、「機能訓練（マッサージ）」は廃止します。



■高齢者福祉事業の調整内容

点検専門員による「レセプト」の配列、資格確認、明細書の照合や点検は合併後速やかに調整し、

医療を受けた方への「医療費通知」は伊勢市に合わせて調整します。「老人医療支給費（現金支給分）」は、疾病などで保険医療機関等における医療が困難な場合、現物給付の医療に代えて医療費を現金支給するもので、4市町村同様のため現行通りとします。



■その他福祉事業の調整内容

遺族会、市町村、社会福祉協議会それぞれが実施している「戦争犠牲者追悼式」は、4市町村で相違があるため、統一の方向で随時調整します。「社会を明るくする運動」と「愛の資金募金」は、それぞれ実施委員会や社会福祉協議会が啓発や募金活動を行っているもので、伊勢市に合わせて調整します。老人保健該当者への医療費の通知は、通知回数に相違があるため、伊勢市に合わせて調整します。現在、3市町

村の「老人福祉センター」でそれぞれ事業を行っていますが、その管理運営は現行の通りとします。



■建設関係事業の調整内容

長期的な視点から都市の将来像を描き、土地利用の基本的な方向や位置づけなどを示す「都市計画基本方針策定事業（都市マスタープラン）」は、新市総合計画策定後、速やかに策定することとします。伊勢市の「風景まちづくり推進事業」、「緑の基本計画策定事業」は、合併後基本計画を調整します。伊勢市と二見町が実施している「河崎歴史文化交流拠点整備」、「二見町街なみ環境整備」は、現行の通りとし、同じく伊勢市と二見町が宇治山田港湾と周辺地域のまちづくりや川の駅等の整備を行っている「みなとまちづくり」事業も現行の通りとします。勢田川や外城田川で行っている「河

川清掃事業」は現行の通りとしますが、行政主体から住民主体へと移行を図ります。「県道鳥羽松阪線伊勢鳥羽地区改良促進連絡協議会」や「宮川水系治水事業促進期成同盟会」、「宇治山田港湾整備促進協議会」などの協議会・同盟会は、一部廃止するものを除き、合併後も当分の間現行の通りとして随時調整します。「市町村営住宅」の入居者募集は伊勢市に合わせます。「道路」の舗装工事や維持修繕、清掃、草刈等、また、「河川」や「排水路」の維持改良、「排水機場」の維持管理・補修等も伊勢市に合わせます。伊勢市が地元委託している北浜海岸、大湊海岸の「環境整備」、「維持管理」は現行の通りとします。各市町村が継続的に実施している各種施設や道路等の整備、河川改良等の事業は、現行通りとします。





▼【表5】所在地表示例

区分	新表示
伊勢市役所	伊勢市 岩渕1丁目7番29号
二見町役場	伊勢市 二見町 江420番地1
小俣町役場	伊勢市 小俣町 元町540番地
御園村役場	伊勢市 御園町 長屋1221番地

■その他事業（その2）の調整内容

新市での各種「告示・公告」は、本庁及び総合支所前での掲示とします。4市町村とも行政改革推進本部等を設置して「行政改革の推進」に当たっています。合併後は伊勢市に合わせて調整します。伊勢市の「岡本町財産区」の予算、区議会、管理運営は現行の通りとします。「物品購入等の契約」、「工事等の契約」は伊勢市に合わせます。「入札方法」も伊勢市に合わせて調整します。小俣町は、職員自らが希望した場合の「希望降格」制度と係長級以上の登用のための「昇格試験」を実施しています。これは小俣町に合わせて調整します。銀行と郵便局の「公金取扱手数料」は、伊勢市と3町村で銀行の口座振替手数料に差があります。伊勢市が1件8円で、3町村は1件10円ですが、これは伊勢市に合わせるよう金融機関と調

整することとします。選挙の「投開票所」は、投票時間と開票時間が4市町村で違うため、投開票時間は伊勢市に合わせて調整し、投票所数は現行の通りとします。「公共工事、委託業務の設計審査等」は、伊勢市に合わせて調整します。所管事務の調査や議案の審査を行う「常任委員会」、議会を円滑に運営するための「議会運営委員会」、特定事件の審査を行う「特別委員会」は、合併後調整することとします。市政に関する調査研究を推進するための「政務調査費」は、伊勢市のみ交付しているもので、伊勢市に合わせて調整する方針でしたが、議員の身分についての協議がまだ完了していないこともあり、この項目のみ継続協議としました。



提案事項

今回は、「財産の取扱

い」、「使用料、手数料等の取扱い」、「補助金、交付金等の取扱い」、「ごみ収集・処理業務事業」、「環境対策事業」の5件を提案しました。

その他

■開催日程の追加

協議会は、原則的に毎月第2、第4木曜日に開

催することとして、当初、10月28日の第11回協議会までの日程を決めていましたが、11月の第2、第4木曜日である11日と25日の2日間を協議会の開催日程に追加することとしました。



第10回協議会

「新市の名称」や「地域振興事業」等を協議

10月14日、伊勢市生涯学習センター「いせトピア」で第10回協議会を開催しました。継続協議の「新市建設計画」や「新市の名称」、「一部事務組合等の取扱い」、「地域振興事業」など7項目を協議しました。引き続き継続協議となった「新市建設計画」を除き、報告事項5件を含むすべての項目を提案通り確認・承認しました。

協議会の冒頭、加藤会長から継続協議となつている重要事項の提案時期

についての説明がありました。「合併の期日」、「議員の身分」、「農業委員会委員の身分」、「職員の身分」は住民にとって非常に重要な問題で、早い機会での提案が望まれています。伊勢市の「行政改革」の進捗状況等によるところも大きく、4市町村長会議でも協議が整わない状況のため、引き続き協議を進め、次回10月28日の「第11回協議会」にこれらの案件を提案する予定であることを報告しました。

区分	名称		構成市町村				その他の構成団体
			伊勢市	二見町	小俣町	御園村	
一部事務組合	伊勢広域環境組合	ゴミ処理	○	○	○	○	玉城町・度会町・明和町
		し尿処理	○	○	○	○	玉城町・度会町
		火葬場	○	○	○	○	玉城町・度会町・明和町
	菊狭間環境整備施設組合			○		玉城町・明和町	
	度会I部介護保険事務組合		○	○	○	玉城町	
	度会郡町村老人福祉施設組合		○	○	○	玉城町・度会町・南勢町・南島町・大宮町・紀勢町・大内山村	
	伊勢地域農業共済事務組合	○	○	○	○	玉城町・度会町・南勢町・南島町・大宮町・紀勢町・大内山村・鳥羽市・志摩市	
	伊勢志摩市町村税等滞納整理組合		○	○	○	玉城町・度会町・南勢町・南島町・鳥羽市・志摩市	
	三重県市町村職員退職手当組合		○	○	○	久居市・いなべ市・志摩市42町村・42組合	
三重県自治会館組合	○	○	○	○	三重県下全市町村		
協議会	伊勢志摩地区広域市町村圏協議会		○	○	○	○	玉城町・度会町・南勢町・南島町・鳥羽市・志摩市
共同設置	度会郡公平委員会			○	○	○	玉城町・度会町・南勢町・南島町・大宮町・紀勢町・大内山村・一部事務組合等4団体
事務委託	消防事務			○	○	○	玉城町・度会町
	議員その他非常勤職員公務災害補償事務		○	○	○	○	三重県下全市町村
公社	伊勢市土地開発公社		○				
	度会土地開発公社			○			玉城町・度会町・南勢町・南島町
	度会東部土地開発公社				○	○	
第三セクター	伊勢志摩総合地方卸売市場(株)		○	○	○	○	玉城町・度会町・南勢町・南島町・鳥羽市・志摩市

協議事項

■新市建設計画

今回は、住民の方から寄せられたパブリックコメントと第8回協議会で出た意見を基に修正し、構成項目ごとに意見を整

理しました。

防災対策の強化や「福祉」に関する表現の弱い点などを追加・修正し、県事業の推進に関しても県からの回答を踏まえた記述に変更しましたが、これらの追加・修正項目についてはすべて確認しました。しかし、「新市まちづくりの基本方針」の中の「お伊勢さん」ということばが神宮をイメージさせるとのパブリックコメントへの対応については、様々な議論があり、この「お伊勢さん」の表現に関してのみ、継続協議となりました。

会では、県からの回答などを踏まえ、再度修正案を提案する予定ですが、その後も住民説明会などで寄せられた意見等をもとに修正が加わる可能性もあり、引き続きその時点の修正案の可否を審議していきます。



■新市の名称(その2)

新市の名称は「伊勢市」とします。所在地の表示は、伊勢市は現在のままですが、二見町・小俣町・御園村は変更になります【表5】。

8月に公募した結果、5百68件の応募があり、「伊勢市」が3百28件、「いせ市」が38件、「新伊勢市」が25件、以下「伊勢神宮市」、「神宮市」、「神都市」、その他百36件という状況でした。多くの方が「伊勢市」を選んだ理由には、「知名度が高い」、「日本人の心のふるさと」、「旧国名で歴史的にも意味深い」、「昔ながらの名前で親しみがあ

る」、「伊勢神宮のお膝元」といった意見が寄せられました。

■一部事務組合等の取扱い

現在の4市町村が加入している一部事務組合、協議会、共同設置、事務の委託、公社、第三セクターは全部で15団体あります(ただし、第三セクターは地方公共団体が25%以上出資している法人として定義)【表6】。新設合併の場合は、構成市町村の法人格が消滅するため、組合等の脱退手続きが必要となり、また引き続き元の組合等で事務の処理をする場合には、改めて加入の手続きが必要となります。一部事務組合等については、それぞれ構成市町村が異なるため、引き続き組合等で事務処理をする場合には、関係市町村間で経費の負担割合等を協議する必要があります。



▼【表7】地区担任事務員賃金・地区連絡協議会交付金・区長謝礼・振興助成金

区分		伊勢市(月額)	二見町(年額)	小俣町(年額)	御園村(年額)
地区担認事務員賃金	平等割	69,000円	423,000円	7,000円	40,000円
	世帯割	93円×世帯数	282,200円(平均)	740円×世帯数	1,800円×世帯数
地区連絡協議会交付金	平等割	58,600円	該当なし	該当なし	該当なし
	世帯割	93円×世帯数			
区長謝礼		該当なし	該当なし	~ 99世帯 40,000円 ~ 199世帯 60,000円 ~ 299世帯 80,000円 ~ 399世帯 100,000円 ~ 499世帯 120,000円 ~ 599世帯 140,000円 600世帯~ 160,000円	該当なし
振興助成金	平等割	該当なし	該当なし	15,000円	該当なし
	世帯割	該当なし	該当なし	480円×世帯数	該当なし

*二見町の報酬額は平成15年度実績

■地域振興事業
 現在、伊勢市では本庁管内に32人の「地区担任事務員」を設置し、納税や

諸調査、文書配布等の事務を行っています。また、支所管内には「地区連絡協議会」を設置し、同様の業務を行っています。御園村も伊勢市の「地区担任事務員」とほぼ同様の制度ですが、二見町と小俣町は自治区に委託をしています。合併後は、新市全域に地区連絡員を設置して、広報等の配布や市長の命じる事務

を行い、報酬等は御園村に合わせることにします【表7】。「区長謝礼」と自治区への「振興助成金」は小俣町のみで、それぞれ小俣町に合わせ交付することとします。また、「区長謝礼」の額は2分の1に、「振興助成金」は平等割5万円と1世帯当たり3百50円とします【表7】。御園村の「公民館運営助成金」は、振興助成金を交付するため廃止します。現在、伊勢市には百9の自治会で構成する「総連合自治会」があり、小俣町にも29の自治区で構成する「自治区連絡協議会」がありますが、これらはそれぞれの組織と協議の上、新市で調整することとします。



■文化・国際交流事業

伊勢市と二見町が取り組んでいる「国際交流推進事業」は、伊勢市・二見町に合わせます。「相談センター」としては、伊

勢市に相談センターと中央指導員、地区指導員が、二見町に相談センターと指導委員協議会、小俣町と御園村に指導員協議会があります。指導員の選任方法や報酬等に相違があるため、相談センターは伊勢市・二見町に合わせ、町村の指導員協議会は統合することとします。なお、指導員の選任方法については検討を行い、謝金は1時間当たり千円とします。伊勢市と小俣町の「図書館」は、開館時間と休館日が異なりますが、当分の間現行の通りとします【表8】。伊勢市が各コミュニティセンターと生涯学習センター、伊勢総合病院に設置している「図書館分室」は、現行の通りとします。



■学校教育事業(その2)

今回、1項目を追加し、道路事情によりバス通学を行っている児童への定期補助を行う伊勢市の

▼【表8】図書館窓口業務

区分	伊勢市	小俣町
開館時間	9:00~17:00 (水・木・金は19:00まで)	9:00~19:00 (7・8月は20:00まで)
休館日	毎週月曜日(祝日と重なった場合は翌日)、国民の祝日、館内整理日(毎月第3水曜日)、特別整理期間(秋季の約10日間)、年末年始(12月29日から1月4日まで)	毎週火曜日、館内整理日(毎月1日で、火曜日と重なる場合は翌日)、特別整理期間(秋季の約10日間)、年末年始(12月29日から1月4日まで)

「遠距離児童通学費扶助」は、伊勢市に合わせて調整することとします。





◀10月14日に「いせトピア」で開催した第10回協議会

■社会教育事業

「社会教育委員会」は、定数、任期、報酬等に相違があるため、合併時に伊勢市に合わせて調整します。各市町村で取り組んでいる「生涯学習の推進」も、合併時に伊勢市に合わせて調整します。生涯学習の推進のため、各市町村で開設している「各種講座」は、内容に相違があるため、合併後速やかに調整します。伊勢市は「地区コミュニティセンター」を7地区に設置し、地元自治会に管理委託をしています。残り2地区は未整備で、3町村は設置をしていませんが、これは現行の通りとし、管理委託料は合併後調整することとします。

確認



報告事項

■地域振興事業の調整内容

伊勢市は、伊勢シティープラザの名称を「いせ市民活動センター」と変更し、施設管理等は外部委託をしています。これは合併後も現行の通りとします。工場・研究所等の進出検討を依頼するため、伊勢市が行っている「企業訪問」も現行の通りとします。また、伊勢市神蘭町の「工業団地整備」、固定資産税の優遇措置により工場等の進出を奨励する「工場等誘致奨励金」制度のいずれも現行の通りとします。



■文化・国際交流事業の調整内容

地域の芸術文化の向上、文化振興の推進を図るための「市・町・村民芸能祭」は、各市町村で内容や会期等に相違があるため、当分の間現行の通りとし、随時調整します。

「市・町・村美術展覧会」

も各市町村で内容に相違があるため、伊勢市と小俣町に合わせて調整します。行政直営やNPO団体に委託している「郷土資料館」や「河崎商人館」、「尾崎罌堂記念館」、「賓日館」、「山田奉行所記念館」等の各施設の維持管理・運営は、現行の通りとします。青少年非行等の未然防止や保護育成のため、実行委員会や町村民会議に委託している「青少年健全育成推進事業」は、合併後速やかに調整します。伊勢市と飯田市の小・中学校との「飯田市交流会実施事業」は、交流を通して親睦やリーダーの養成を図るもので、現行の通りとします。「成人式」は、実施方法、内容、会場等を検討し、統一して実施します。「図書館」の利用、業務、運営、サービス、維持管理は、基本的に現行の通りとします。

確認



■人権政策事業（その2）の調整内容

人権教育施策の基本的なあり方や実践に向けての指針を確立するための「人権教育基本方針」は、合併後速やかに調整します。人権尊重の精神や大切さを育成、学習するための「人権作文」や「人権ポスター」、「人権教育実践事例」等の募集は、伊勢市に合わせて調整します。人権問題を考える機会を提供し、人権に対する認識を深め、人権尊重の文化を築くための「講演会」を4市町村で実施していますが、現行の通りとして、実施方法等は合併後速やかに調整することとします。「文化講座」は伊勢市と小俣町で実施し、伊勢市は教育集会所での「子ども人権スクール」、「成人講座」も実施していますが、これらの事業は伊勢市に合わせて調整します。

確認





■社会教育事業の調整内容

「伊勢市、飯田市婦人交流会」は、伊勢市と飯田市の友好親善を深める相互研修で、合併後も当分の間現行の通りとします。伊勢市は講座の講師を、御菌村は技術や体験を持つ人を「人材バンク」に登録し、生涯学習や総合学習の場で活躍してもらおうこととしていますが、これは伊勢市・御菌村に合わせて調整します。4市町村それぞれに地元自治会へ委託している学習等共用施設や公民館等の「公共施設の維持管理」は、現行の通りとします。4市町村で実施しているフェスティバルや祭り、奉仕活動など「体

第11回協議

「使用料、手数料」や

「財産」などを協議

10月28日、県営サンアリーナで第11回協議会を開催しました。再提案の「合併の期日」や「議員の身分」、「一般職の身分」、「農業委員会委員の

身分」のほか、「財産の取扱い」、「使用料、手数料等の取扱い」など協議項目10件と報告8件を協議・検討しました。今回、継続協議で再提案した

「活動推進事業」は、現行通りとして随時調整します。伊勢市生涯学習センターでの3つの「ボランティア」による活動は、現行の通りとします。

■その他事業（その3）の調整内容

今回の調整は1項目のみで、健康で文化的な生活環境の確保や地域の発展などを基本理念に、伊勢市と御菌村が策定している「国土利用計画」は、新市の総合計画の策定に合わせて策定することとします。



「合併の期日」、「議員の身分」、「一般職の身分」、「農業委員会委員の身分」を除き、すべての項目を提案通り確認・承認しました。

再度、継続協議とした4項目は、各市町村で調整の上、次回11月11日の「第12回協議会」で協議する予定です。

協議事項

■合併の期日（その2）（再提案）

「合併の期日」を「平成17年11月1日」として提案しましたが、ほかの協議事項とも関連することから、今回も継続協議としました。

ちなみに、第3回協議会では、「改正後の合併特例法の適用を受けることができる期限内での合併を目標とし、具体的な合併期日については改めて協議会で協議する」として行っていました。

■議会の議員の定数及び任期の取扱い（その2）（再提案）

「議員の身分」に関しては、第7回協議会で、「合併特例法の特例措置の適用の可否や報酬額等は協議会で検討・議決すること」をすでに確認しています。これまでに検討・協議を行ってきた結果、「特例措置を適用せず、新市発足と同時に選挙を行なうべき」との意見が多かったことから、「合併特例法の特例措置は適用せず、新市の議員定数は34人とし、報酬額は伊勢市に合わせる」として、再提案しました。しかし、御菌村議会からは、「御菌村は一貫して在任特例を主張し、今回の再提案は承服し兼ねる。最終の協議会まで持ち帰り、協議したい」との意見があり、結論には至らなかつたことから、再度継続協議としました。





■一般職の職員の身分の取扱いについて(修正案)

この「一般職員の身分」は、第4回協議会での提案内容の「現職員については現給を保障する」との部分に適正でないとして「差し戻し」になっていました。今回は、前回の提案内容を一部修正し、「職員の給与は、地方公務員法の規定に基づいてその職務と責任に応じた給与体系を整備し、昇給・昇格制度等についても適格に運用する」とこととしましたが、委員からは伊勢市の行財政改革の取り組み状況や合併までの調整スケジュールに関する意見や質問があり、結論には至らず、継続協議としました。



■農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(修正案)

これも、第6回協議会での協議を踏まえ、「合併特例法の特例措置を適用せず、新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は30人とする」として修正しましたが、「議員の身分」に準じて継続協議としました。



■新市建設計画

今回は、新市建設計画作成小委員会で検討した結果と県との「事前協議」の結果を踏まえて、改めて「修正案」を提案しました。

パブリックコメントで寄せられた「お伊勢さん」の記述の見直しに対して小委員会で検討した結果、この「お伊勢さん」という表現をこの地域の特性として、より広い意味で積極的に使っていくことに決まり、これを受けて「修正案」を再修正しました。

した。また、県への事前協議に関する回答があり、その修正意見に基づいて字句や事業名など26か所の修正も加えました。

この「新市建設計画」は、今後、住民説明会等

での住民の皆さんの意見を基に修正を加え、完成させていくこととなりますが、ひとまず現段階では提案通りの内容で確認をしました。

■財産の取扱い

4市町村の所有する財産はすべて新市に引き継



▼【表9】4市町村の財産

区分		伊勢市	二見町	小俣町	御園村
公有財産	土地	2,637,933㎡	512,937㎡	358,687㎡	117,487㎡
	建物	260,502㎡	34,262㎡	58,267㎡	29,282㎡
	株券	255,430千円	7,990千円	8,830千円	6,290千円
	出資金	15,593千円	5,720千円	17,775千円	7,030千円
	出捐金	154,339千円	21,616千円	22,533千円	30,700千円
自動車	246台	45台	46台	28台	
基金	13,660,340千円	1,610,230千円	1,947,633千円	1,046,421千円	
地方債・企業債残高	50,270,802千円	5,469,035千円	10,704,929千円	3,212,081千円	
財産区財産	岡本町財産区	なし	なし	なし	

*自動車は平成15年度末現在、その他は平成15年度決算見込みの数値

【表9】。

ぐものとし、伊勢市岡本町財産区財産は、岡本町財産区財産として新市に引き継ぐものとなります



▼【表10】4市町村の廃棄物投棄場

区分	伊勢市	二見町	小俣町	御園村
名称	伊勢市廃棄物投棄場	二見町不燃物投棄所	小俣町一般廃棄物最終処分場	御園村廃棄物投棄場
所在地	伊勢市朝熊町	二見町大字溝口	小俣町新村	御園村大字小林
使用開始年月	昭和47年11月	昭和47年11月	平成11年4月	昭和47年4月
構造	浸出水処理	なし	対応施設	なし
	しゃ水工	なし	対応施設	なし
処理対象物	瓦、レンガ、コンクリート、ブロック等のがれき類	瓦、レンガ、コンクリート、ブロック等の土砂・がれき類、破碎不燃ガラス、陶器類	瓦、レンガ、コンクリート、ブロック等のがれき類	瓦、レンガ、コンクリート、ブロック等のがれき類
開場日	平日 8:30~17:00 (搬入は16:00まで)	平日 8:30~17:00	第1~4水曜日 9:00~16:00 第3日曜日 9:00~12:00	日曜日 8:30~12:00
全体容量	478,156 m ³	6,198 m ³	17,000 m ³	14,200 m ³
H15年度埋立実績	1,058 m ³	65.5 m ³	113 m ³	4.6 t
残余容量	7,825 m ³ (H15年度末)	1,771 m ³ (H15年度末)	15,371 m ³ (H15年度末)	
運営管理体制	直営	直営	直営	直営

■使用料・手数料等の取扱い
は、これまで個々の事業
使用料・手数料に関して

の中で調整してきたものも
ありますが、今回、全体の
方針として一つにまと
めました。格差のある
検診・検査料は、4市町
村のほぼ平均的な金額で
調整し、農業関係の諸証
明料は伊勢市に合わせま
す。また、廃棄物投棄場
使用料は、当分の間現行
通り、情報公開手数料や
道路占用料等は伊勢市に
合わせます。4市町村の
施設使用料等は、使用する
施設や時間帯によって
料金設定が異なる場合も
ありますが、現行の通り
とします。



は類似する施設の使用料
は、新市発足後、可能な
限り統一に努めます。
その主なものとして、
住民票の写しや戸籍謄本
等の窓口手数料は4市町
村ともほぼ同額ですが、
印鑑登録証の交付・再交
付が伊勢市に合わせて無
料となります。税務関係
諸証明では、固定資産評
価証明と公租公課証明が
小俣町に合わせて土地・
建物7件まで200円、追
加7件までごと200円加
算となります。格差のあ
る検診・検査料は、4市町
村のほぼ平均的な金額で
調整し、農業関係の諸証
明料は伊勢市に合わせま
す。また、廃棄物投棄場
使用料は、当分の間現行
通り、情報公開手数料や
道路占用料等は伊勢市に
合わせます。4市町村の
施設使用料等は、使用する
施設や時間帯によって
料金設定が異なる場合も
ありますが、現行の通り
とします。

■補助金・交付金等の取扱い
補助金・交付金等も、
これまで各事業の中で調
整してきましたが、全体
方針として一つにまとめ
ました。4市町村の補助
金・交付金は、従来から
の経緯・実情等に配慮し、
同一または同種のもの
は関係団体等の理解と協
力を得て統一に向けた調
整をします。また、各市
町村独自の補助金等は、
従来の実績を尊重し、市
域全体の均衡を保つよう
調整するとともに、新市
の行財政改革の進捗に
合わせて、更なる適正化
を図ります。

現在、4市町村が支出
している補助金・交付金
等は、全体で百65項目に
上り、市町村独自の補助
制度も多くあります。ま
た、同一あるいは同種の
補助金等であっても、4
市町村間で交付対象や補
助金額等に相違のあるも
のがあります。これらは、
特に行財政改革の観点か
ら、早い時期に見直し・適

正化を図るべきであり、
併せてできるものは調
整し、その動向も見なが
ら検討・調整していくこ
ととします。



■ごみ収集・処理業務
ごみ収集及び処理業務
は当分の間現行の通り
とし、新市において一体
的な処理ができるよう、
随時調整します。
「廃棄物集積所」は二
見町と小俣町にあります
が、二見町は無償借地
が、一か所のみで、小俣
町は各集積所の借地料
と清掃管理の謝礼金を
支払っています。借地料
は小俣町に合わせ1か所
につき1万円を支払うこ
ととし、清掃管理の謝
礼金は廃止します。伊
勢市・二見町・御園村
の「清掃センター」等
の維持・運営は、合併
後も当分の間現行通り
とし、随時調整します。
4市町村の「廃棄物投
棄場」も当分の間現行
通りとし、随時調整
します【表10】。



可燃ごみ・不燃ごみの「回収体制」は、現在、伊勢市と二見町は直営、小俣町は菊狭間環境施設整備組合、御菌村は業者委託で収集していますが、これは合併後も当分の間現行通りとして随時調整し、小俣町は一部事務組合の取り扱いの動向を見て調整することとします。「集め方」は現在、伊勢市と御菌村は「戸別とステーション方式」、二見町と小俣町は「ステーション方式のみ」となっています。効率やコストの面からステーション方式が望ましいと考えられますが、集積場所等の問題もあるため、当分の間は現行の通りとし、収集効率の向上を目指すため、地域性を考慮しながら随時ステーション方式に移行していくこととします。「回収日」は、可燃ごみは4市町村とも月曜と木曜の地区、火曜と金曜の地区に分けて週2回の回収で同一ですが、不燃ごみはそれぞれ異なります。また「出

し方」は、伊勢市と御菌村は同じですが、二見町・小俣町とは若干の相違があるため、合併後も当分の間現行の通りとし、随時調整することとします。「回収するごみの大きさ」は、可燃ごみは同一で、不燃ごみに相違がありますが、合併後も当分の間現行の通りとし、随時調整します。「搬入先」は、可燃ごみは4市町村とも伊勢広域環境組合に搬入、不燃ごみも伊勢市・小俣町・御菌村は伊勢広域環境組合に搬入し、二見町は業者あるいは最終処分場に搬入しています。これは合併後も当分の間現行の通りとし、随時調整します。

粗大ごみの「回収体制」も、可燃ごみ・不燃ごみと同様、戸別有料回収の実施方法、手数料が4市町村それぞれで異なるため、合併後も当分の間現行の通りとし、随時調整します。

資源物の「回収体制」は、品目ごとに取り扱いが異なる、「集め方」も4市町村で若干の相違があります。二見町と小俣町は資源ステーションに毎日出すことができず、伊勢市と御菌村は種類や場所がそれぞれ異なります。そのため、合併後も当分の間は現行の通りとし、随時調整することとします。

伊勢市の「一般廃棄物最終処分場」建設については、埋立廃棄物の減量、資源化対策を推進し、その結果を見極めながら、施設建設の基本的な事項を関係者と協議して決定することとします。



■環境対策事業
環境対策事業は、当分

4市町村の「指定袋制度」は、対象となるごみの種類、指定袋の種類、価格等に相違があるため、合併時に統一しますが、合併時の混乱を避けるため、しばらくの間は在庫の指定袋を使用できるものとします。

伊勢市の「一般廃棄物最終処分場」建設については、埋立廃棄物の減量、資源化対策を推進し、その結果を見極めながら、施設建設の基本的な事項を関係者と協議して決定することとします。

伊勢市の「環境審議会」は、伊勢市に合わせた合併後速やかに調整します。「し尿収集運搬業」の許可業者の営業区域は現行の区域とし、「収集運搬料金」は当分の間現行の通りとして改定時に統一します。



▶10月28日の第11回協議会

現在、伊勢市が行っている「葬祭取扱業務」と「霊柩車運行事業」は、合併時まで廃止することとします。「環境基本計画」と「地球温暖化防止実行計画」は伊勢市のみが策定し、「生活排水対策推進計画」は、4市町村とも策定しています。

いずれも合併後当分の間、既存の計画を尊重して推進することとし、随時調整を図った上で、新市の全体計画を策定します。伊勢市・二見町・小俣町が認証取得済みの「環境管理システム」は、引き続き取得を行うこととします。



報告事項

■その他事業（その2）の調整内容

「政務調査費」は、議会の議員の身分の協議と併せて協議することとして継続協議になっていたことから、今回、報告したものです。

伊勢市は、市政に関する調査研究の推進のため、議員1人当たり年間36万円を各会派に交付していただきます。これを伊勢市に合わせて調整することとしました。また、「議員の身分」と同様、次回協議会への「継続協議」となりました。



■地方税の取扱い（その2）の調整内容

今回の調整は追加の1項目のみで、市町村県民税、固定資産税等の納付の際の「口座振替納付依頼書」の様式が4市町村で異なるため、合併時に統一します。



■広報広聴関係事業（その2）の調整内容

各種協議会等で調査研究を行う「情報化施策の推進」は、加盟団体等に相違があるため、伊勢市に合わせて調整します。インターネット接続に伴い、庁内のパソコンへ外

部からの不正侵入によるホームページの改ざんやデータの流出を防ぐための「インターネット監視システム」の整備は、4市町村で相違があるため、伊勢市に合わせて調整します。情報管理や情報化施策の推進等を検討する御菌村の「高度情報化策定委員会」は、合併後、新組織を設置します。



■ごみ収集・処理業務の調整内容

業務経費や協議会等への負担金、開発行為に伴う集積所の設置等「廃棄物一般事務」は、基本的には伊勢市に合わせて調整しますが、資源ごみの売り払い方式は、現行の通りとして随時調整し、開発行為による集積所は15戸ごとに1か所（3㎡以上）設置することとします。ごみ減量や経費削減を図るための学校等公共機関への「生ごみ処理機」の設置は、事業計画

を立てて設置する方向で調整します。「資源回収ステーション」は、分別回収の充実に伴い、収集日までの溜め置きが困難となってきたことから設置するもので、既存ステーションを利用し、実情に応じて随時整備することとします。



■環境対策事業の調整内容

生活排水対策推進のための「三角コーナー・ストレーナー」の有償配付（300円）は、伊勢市に合わせます。スズメバチ等を駆除するための「防護服の貸出」は、伊勢市・小俣町に合わせて調整し、野犬等の動物からの被害を防ぐための「捕獲器の貸出」も4市町村で相違があり、貸出対象は自治会、設置・引き上げも自治会で行うこととします。行政管理地や公共の場所における「放置自動車対策」は、伊勢市に合わせて調整します。伊勢市の「葬祭取扱事業」は、合

今後の協議会開催予定

— どなたでも傍聴できます —

現在のところ、次回協議会のスケジュールは決まっていません。決まり次第、新聞紙上や当協議会のホームページなどでお知らせしますので、ご了承ください。



各市町村の合併担当窓口

協議会を構成している各市町村の合併担当窓口は次の通りです。

伊勢市市町村合併推進課(職員は協議会事務局に常駐)
TEL 0596-21-5538 FAX 0596-22-9699
E-mail gpk-ise@crocus.ocn.ne.jp

二見町企画課
TEL 0596-42-1111 FAX 0596-43-3754
E-mail info@town.futami.mie.jp

小俣町総務課
TEL 0596-22-7858 FAX 0596-22-3454
E-mail info@town.obata.mie.jp

御園村企画室
TEL 0596-22-0235 FAX 0596-28-2404
E-mail misono@amigo.ne.jp

協議会事務局

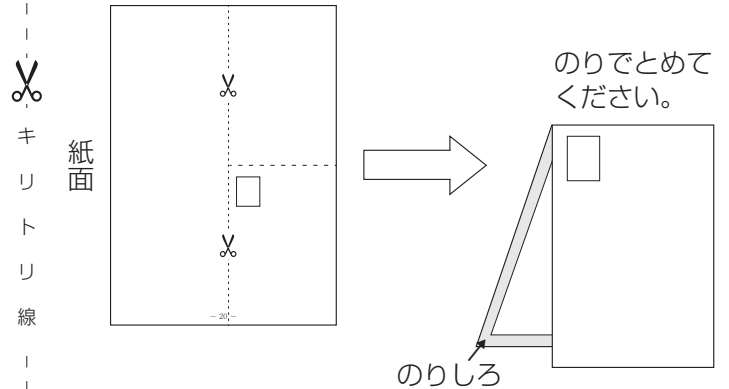
伊勢地区合併協議会
〒516-0021 伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4
三重県営サンアリーナ内

TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022
E-mail:ise-gappeikyogi@crocus.ocn.ne.jp
URL <http://www10.ocn.ne.jp/~ifom-gpk/>

これまでの協議会での協議事項などは、随時、ホームページでより詳しく紹介しています。皆さん、ご覧ください。

返信用封筒の作り方

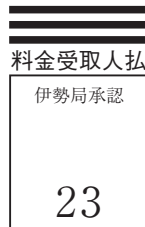
この部分は、協議会へのご意見送付用封筒としてご利用いただけます。
図のように切り取ってのりでおとめてください。



市町村合併に関するご意見をお寄せください。



やま折り



届出有効期間
平成17年3月
末日まで

5 1 6 8 7 9 0

伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4
三重県営サンアリーナ内

伊勢地区合併協議会事務局 行



5 1 6 8 7 9 0

10